



## 年末調整や確定申告には 社会保険料控除証明書を!

### 社会保険料控除に証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

1月1日～9月30日までに  
国民年金保険料を納付された方

11月上旬に社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

10月1日以降、はじめて  
国民年金保険料を納付された方

翌年2月上旬に上記同様、証明書が送付されます。

※納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

### ご家族の保険料も納めている方は?

なお、国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。

年末調整または確定申告の手続きの際は  
必ずこの証明書や領収証書を添付等  
してください。

紛失した場合、再発行に時間がかかります。

### 控除証明書専用ダイヤル

【専門ダイヤル電話番号】 0570-070-117  
(IP電話、PHS電話は 03-6700-1130)

【受付期間】  
平成24年11月1日～平成25年3月15日

【受付時間】  
○月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）  
午前8:30～午後7:00  
○火曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15  
○第2土曜日 午前9:30～午後4:00  
祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

## ～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう! ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)  
函館年金事務所 (☎0138-56-1165)



## 入居者募集

(有料広告)

●●●●● 御相談に応じます ●●●●●

## ㊦ 堀川アパート

☎01377-2-2377 携帯 090-4872-6235  
ストーブ・ベッド・その他完備、駐車場完備、敷金なし  
月額 23,000円から43,000円まで